7　ベトナム社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してベトナム社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月三十一日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン閣下

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額			償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第三期）	九十八億七千三百万円	利子率（パーセント）	一・四	十年の据置期間の後二十年	八年
		コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一		
2　南北高速道路建設計画（ベンルック―ロンタイン間）（第二期）	三百十三億二千八百万円	利子率（パーセント）	〇・一	十年の据置期間の後三十年	九年
		コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一		
3　第二次送変電・配電ネットワーク整備計画	二百九十七億八千六百万円	利子率（パーセント）	一・四	十年の据置期間の後二十年	七年
		コンサルタントに対する支払部分			
4　ハロン市水環境改善計画（調査・設計等のための役務）	十億六千百万円	コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	六年
5　ドンナイ省水インフラ整備計画	百四十九億千万円	利子率（パーセント）	一・四	十年の据置期間の後二十年	十年
		コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一		
6　カントー大学強化計画	百四億五千六百万円	利子率（パーセント）	〇・三	十年の据置期間の後三十年	十年
		コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一		
総　額	九百七十四億千四百万円				

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月三十一日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　深田博史閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国政府による温室効果ガスの排出の削減及び経済成長を達成するための並びに気候の安定に寄与するための努力を促進することに特に焦点を合わせつつ、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百五十億円（一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、第五次気候変動対策支援プログラムの下での政策文書（以下「政策文書」という。）の実施においてベトナム社会主義共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。